

令和6、7、8年度艦船の佐世保第2ドライドックへの入きよ及び出
きよの諸作業の契約希望者募集要項（公募）

令和6、7、8年度艦船の佐世保第2ドライドックへの入きよ及び出きよの諸作
業の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出
して下さい。

（代表公募実施権者）
分任支出負担行為担当官等
佐世保地方総監部経理部長

記

1 調達品目

艦船の佐世保第2ドライドックへの入きよ及び出きよの諸作業
なお、対象となる艦船は、別紙第1のとおり。

2 調達予定時期

令和6年度～8年度

3 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」とい
う。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な
同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。

（3）防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（4）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切
な契約の履行が確保される者

（5）令和04・05・06年度の競争参加資格（全省庁統一資格）、「役務の提
供等」に係る九州・沖縄地区の競争参加資格を有する者

（6）佐世保警備区内に造船所を有する者で、次に示す船舶の入出きよを継続的に

実施していること。

ア 全長150m程度までの民間船舶及び官庁船舶の入出きよ

イ 特殊船底付加物（ソーナードーム、フィンスタビライザー等）を装備した船舶の入出きよ

(7) 当該船の入出きよに必要な操船技術及び公的資格を有すること。

(8) 当該船の入出きよに必要な装備（えい船等）を有すること。

なお、常続的に第三者との委託契約等により、対応可能な場合を含むものとする。

(9) 入出きよ方式として、ガイドワイヤー方式又はビット方式による入出きよ実績を有すること。

(10) 緊急入出きよに際し、履行場所まで遅くとも半日以内で入出きよ作業に従事できること。

(11) ドックマスター、えい船及び陸上・艦上各作業を一括して指揮できる管理体制を有すること。

(12) 当該船の入出きよに必要な安全・工程管理及び品質保証に関する能力を有する技術者を所要数従事させる体制を有すること。

(13) 当該船の入出きよの諸作業によって生じた不具合に対し、迅速かつ継続的に対応可能なこと。

(14) 佐世保第2ドライドック周辺の風浪状況等の環境情報に精通していること。

(15) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できる者

4 参加表明

応募する者は、別紙第2に示す「参加表明書」及び本項第1号～第3号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

(1) 資格審査結果通知書（写し）

(2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

(3) 誓約書、証明書、保証書その他前項第15号を証する書類

5 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

過去5年以内に同一の技術資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない

か又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって換えることができる。

ア 過去5年間における民間船舶及び官庁船舶の入出きょ実績

(船舶の全長、最大幅、深さ、登録トン数、ドックマスター名)

イ 入出きょ実績のドライドック寸法

(最大長、最大幅、平均潮位深さ)

ウ ドックマスターが保有する公的資格(一級海技士資格等)の写し

エ 保有又は委託契約しているえい船の隻数、性能及び委託契約企業一覧

(えい船の全長、最大幅、登録トン数、推力)

オ 入出きょ方式、入出きょ作業要領に関する資料

カ 佐世保2号ドライドックでの入出きょ作業における作業体制(ドックマスター、えい船及び陸上・艦上各作業員の指揮系統等)が明記された資料

キ 作業体制、安全及び工程管理、品質保証に関する体制が明記された資料

ク 佐世保2号ドライドック周辺の風浪状況等の環境情報に関する資料

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

6 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

〒857-8567

長崎県佐世保市平瀬町18番地

0956-23-7111(内線3252)

(2) 提出期間

令和5年12月13日(水)~令和6年1月19日(金)

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までを除く時間とする。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各2部

会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部

- (5) 新たに体制・設備が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。ただし、この場合、当該募集に係る調達が既済となっている可能性がある。

7 技術資料等の審査

技術資料等の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料等、その他公募資格に必要な事項について説明を求められた場合、迅速に対応する体制を整えておくこと。

8 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料等を提出した者のうち、履行能力があり競争に参加させることが適当と認められた者は審査合格の通知を行う。その他の者に対しては、審査不合格の通知を行う。

9 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てすることができる。

ア 窓口：海上自衛隊佐世保地方総監部経理部契約課審査係

イ 時間：土、日及び祝日を除く、毎日午前8時00分から午後4時45分までの正午から午後1時までの時間を除く時間とする。

- (2) 分任支出負担行為担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の書面を受理した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。

- (3) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり下記の各号について、同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった者又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び業態調査等への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出資料は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等過剰な編てつは不要とする。

(記入例)

令和〇年 月〇〇日

海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長 殿

株式会社
代表取締役社長 印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

- 1 公示番号(日付)
佐監公示第〇号(令和〇年〇〇月〇〇日)

- 2 調達予定品目

番号	種別	艦型	区分
			定検・年検・ 中修・臨修
2	護衛艦	こんごう型	
1 3	掃海艇	ひらしま型	

別紙第 1 に示す一連
番号を記載する。

応募する区分の
みに を付す。

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書(写し)
2 決算報告書(写し)
3 誓約書
4 技術資料(佐監公示第〇号(〇〇・〇〇・〇〇)の提出時から今回
までの間、変更等がないため、提出を省略します。)

参加表明書、技術資料 各 2 部提出
資格審査結果通知書、決算報告書等、誓約書 各 1 部提出

番号	種別	艦型	船質	排水量 (t)	長さ (m)	幅 (m)	深さ (m)	喫水 (m)	推進方式	区分
										定検・年検・中修・臨修
1	護衛艦	はたかぜ型	鋼	4650	150	16.4	9.8	4.8	可変ピッチ翼	
2	護衛艦	こんごう型	鋼	7200	161	21.0	12.0	6.1	可変ピッチ翼	
3	護衛艦	あたご型	鋼	7700	165	21.0	12.0	6.2	可変ピッチ翼	
4	護衛艦	まや型	鋼	8200	170	21.0	12.0	6.2	可変ピッチ翼	
5	護衛艦	はつゆき型	鋼	3050	130	13.6	8.5	4.1	可変ピッチ翼	
6	護衛艦	あさぎり型	鋼	3550	137	14.6	8.8	4.5	可変ピッチ翼	
7	護衛艦	むらさめ型	鋼	4550	151	17.4	10.9	5.2	可変ピッチ翼	
8	護衛艦	たかなみ型	鋼	4650	151	17.4	10.9	5.3	可変ピッチ翼	
9	護衛艦	あきづき型	鋼	5100	151	18.3	10.9	5.4	可変ピッチ翼	
10	護衛艦	あさひ型	鋼	5000	151	18.3	10.9	5.4	可変ピッチ翼	
11	護衛艦	あぶくま型	鋼	2000	109	13.4	7.8	3.8	可変ピッチ翼	
12	掃海艇	すがしま型	木	510	54	9.4	4.2	3.0	可変ピッチ翼	
13	掃海艇	ひらしま型	木	510	54	9.4	4.2	3.0	可変ピッチ翼	
14	ミサイル艇	はやぶさ型	アルミ	200	50	8.4	4.2	1.7	ウォーター・ジェット	
15	輸送艇	1号型	鋼	420	52	8.7	3.9	1.6	固定翼	
16	多用途支援艦	ひうち型	鋼	980	65	12.0	5.8	3.5	可変ピッチ翼	
17	補給艦	はまな型	鋼	8150	167	22.0	15.9	8.2	固定翼	
18	水中処分母船	1号型	鋼	300	46	8.6	4.0	2.2	固定翼	
19	えい船	260トン型	鋼	260	28.4	8.6	3.5	2.5	旋回式	
20	水船	310トン型	鋼	310	37.7	6.8	3.6	2.7	固定翼	
21	油船	490トン型	鋼	490	46.5	7.8	3.8	2.9	固定翼	
22	護衛艦	もがみ型	鋼	3900	132.52	16.3	9.0	4.7	可変ピッチ翼	

注1：各艦艇の引き込み及び受け渡しは、原則として佐世保第2ドライドック沖合とする。

ただし、官側の都合により自衛隊棧橋又は定期検査、年次検査等の受注造船所受け渡しとする場合がある。

注2：表記のない艦型の入出きょ作業に際して、可能な範囲において相当艦船として要求する場合がある。

注3：官側の都合により、要求しない場合がある。